

坂戸市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、坂戸市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市政に対する市民の信頼に応えるとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市民の信頼に値する倫理性と自らの役割を自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

(倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者であることを自覚し、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等の授受をしないこと。
- (3) 市及び市が出資している法人等（以下この号及び次条において「市等」という。）が行う許可若しくは認可又は市等が締結する請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをするよう働きかけないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げないこと。
- (5) 市職員の採用その他人事に関し、特定の者の推薦又は紹介をしないこと。

(関係企業に対する議員の遵守事項)

第4条 議員は、自らが実質的に経営に関与する企業と市等との間で締結する工事等の請負契約（下請契約を含む。）、業務委託契約及び一般物品納入契約等（一時的な物品納入等を除く。）に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

(誓約書の提出)

第5条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約書を議員の任期開始の日から30日以内に、議長に提出しなければならない。

(審査の請求)

第6条 議員の選挙権を有する者又は議員は、議員が第3条又は第4条の規定に違反する疑いがある

ると認めるときは、議員の選挙権を有する者にあつてはその総数の50分の1以上の者と、議員にあつては議員定数の3分の1以上の者と連署した審査請求書にこれを疑うに足りる事実を証する書面を添えて議長に提出し、審査を請求することができる。

(審査会の設置等)

第7条 議長は、前条の規定による審査請求書の提出があつたときは、速やかに、坂戸市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その審査を求めるものとする。

- 2 審査会は、委員8人で組織し、議長が議員のうちから指名する。
- 3 委員の任期は、審査の結果を議長に報告する日までとする。
- 4 審査会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審査会の審査)

第8条 審査会の委員長は、議長から前条第1項の規定による審査を求められたときは、速やかに審査会を招集するものとする。

- 2 審査会は、審査の対象となる議員に対し、審査会に出席して説明する機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は出席を求めて説明若しくは意見を聴くことができる。
- 4 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(審査結果の報告)

第9条 審査会は、審査の結果を議長に報告しなければならない。

(審査結果の通知等)

第10条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を当該報告に係る審査の請求者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(違反行為に対する措置)

第11条 議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、第3条又は第4条の規定に違反したと認められる議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第12条 議長及び審査会の委員は、審査会の審査に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に議員である者の第5条の規定による誓約書の提出については、同条中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」と読み替えて適用する。
- 3 第6条の規定は、この条例の施行の日以後になされた議員の行為について適用する。